第４章　条例・規則等

１　川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例及び施行規則対照表

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号）	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号）
第１章　総則	
（目的） 第１条　この条例は、地球温暖化対策の推進に関する計画の策定、事業活動に係る地球温暖化対策等、環境技術による国際貢献の推進その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）を図り、もって低炭素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。	（趣旨） 第１条　この規則は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成２１年川崎市条例第５２号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 地球温暖化　人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。 (2) 地球温暖化対策　温室効果ガスの排出の抑制等その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。 (3) 温室効果ガス　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号。以下「法」という。）第２条第３項各号に掲げる物質をいう。 (4) 温室効果ガスの排出　人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。 (5) 再生可能エネルギー源　太陽光、風力その他のエネルギー源のうち、永続的に利用することができると認められるものとして規則で定めるものをいう。	（用語） 第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 （再生可能エネルギー源） 第３条　条例第２条第５号の規則で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成２１年政令第２２２号）第４条各号に掲げる再生可能エネルギー源とする。
（市の責務） 第３条　市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施する責務を有する。 ２　市は、事業者及び市民が行う地球温暖化対策を推進するための措置を講ずるよう努めなければならない。 ３　市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるよう努めなければならな	

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年12月24日条例第52号）	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年12月24日規則第90号）
い。 （事業者及び市民の責務） 第４条　事業者及び市民は、地球温暖化対策の推進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ２　事業者及び市民は、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。 （地球温暖化対策に関する協働） 第５条　市、事業者及び市民は、協働して、地球温暖化対策に取り組まなければならない。 第２章　地球温暖化対策に関する施策等 第３節　開発事業等に係る地球温暖化対策 （開発事業等に係る温室効果ガスの排出の抑制等） 第１５条　開発行為（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１２項に規定する開発行為をいう。）のうち、１又は２以上の建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）の用に供する目的で行うもの（以下「開発事業」という。）をしようとする者及び建築物の新築等をしようとする者は、当該開発事業又は建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、再生可能エネルギー源の利用を検討するよう努めるものとする。 ２　市は、開発事業及び建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等について情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （開発事業地球温暖化対策指針） 第１６条　市長は、開発事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等の推進及び次条第１項の規定による開発事業地球温暖化対策計画書の作成のために必要な事項についての指針（以下「開発事業地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。 ２　第８条第２項及び第３項の規定は、開発事業地球温暖化対策指針について準用する。 （開発事業地球温暖化対策計画書） 第１７条　規則で定める開発事業（以下「特定開発事業」という。）をしようとする者（以下「特定開発事業者」という。）は、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「開発事業地	（特定開発事業） 第１１条　条例第１７条第１項の規則で定める開発事業は、開発区域（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１３項の開発区域をいう。）の面積が１ヘクタール以上の開発行為であって、新築する１又は２以上の建築物（以下「予定建築物」と

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年12月24日条例第52号）	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年12月24日規則第90号）
球温暖化対策計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 開発事業を行う土地の位置及び区域 (3) 開発事業の概要 (4) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容 (5) 再生可能エネルギー源の利用に係る検討の結果 (6) その他規則で定める事項 2　特定開発事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、開発事業地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することができる。 3　第１項の規定は、前項の規定により開発事業地球温暖化対策計画書を提出する場合について、準用する。 4　第１項又は第２項の規定により開発事業地球温暖化対策計画書を提出した事業者（以下「計画書提出開発事業者」という。）は、当該開発事業地球温暖化対策計画書に係る事業が完了するまでの間、第１項各号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 5　開発事業の変更により、当該開発事業が特定開発事業に該当しなくなった場合は、第１項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策計画書は、第２項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策計画書とみなす。	いう。）の床面積の合計が５，０００平方メートルを超えるものとする。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業その他市長が必要と認める開発事業については、この限りではない。 （開発事業地球温暖化対策計画書の提出） 第１２条　条例第１７条第１項の規定による提出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策計画書（第４号様式）により行うものとする。 2　条例第１７条第１項の規定による提出は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成１１年川崎市条例第４８号）第２条第２号の指定開発行為に該当する特定開発事業にあっては同条例第１８条第１項の規定により条例環境影響準備書（以下「準備書」という。）を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあっては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の９０日前までに行うものとする。 （開発事業地球温暖化対策計画書の記載事項） 第１３条　条例第１７条第１項第６号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 開発事業の名称及び目的 (2) 工事着手の予定年月日及び工事完了の予定年月日 (3) 予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成１１年川崎市条例第５０号）第１２７条の４第１項の特定建築物に該当する場合にあっては、同項第５号に規定する環境性能の評価の目標 (4) その他市長が必要と認める事項 （開発事業地球温暖化対策計画書の変更等の届出） 第１４条　条例第１７条第４項の規定による届出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書（第５号様式）により行うものとする。 2　条例第１７条第４項の規定による届出は、同条第１項第１号及び第６号に掲げる事項の変更にあっては速やかに、同項第２号から第５号までに掲げる事項の変更にあっては変更する日の１５日前までに行うものとする。 （特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策計画書の提出等） 第１５条　前３条の規定は、条例第１７条第２項の規定による特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策計画書の作成及び提出について準用する。

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年12月24日条例第52号）	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年12月24日規則第90号）
（開発事業の完了の届出等） 第１８条　計画書提出開発事業者は、その提出した開発事業地球温暖化対策計画書に係る事業を完了したとき、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	（開発事業の完了の届出） 第１６条　条例第１８条の規定による完了の届出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業完了届出書（第６号様式）により行うものとする。 （開発事業の中止の届出） 第１７条　条例第１８条の規定による中止の届出は、開発事業中止届出書（第７号様式）により行うものとする。
（開発事業地球温暖化対策計画書の概要の公表） 第１９条　市長は、第１７条第１項若しくは第２項の規定による提出又は同条第４項若しくは前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出開発事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。	（開発事業地球温暖化対策計画書の概要の公表） 第１８条　条例第１９条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第１７条第１項１号から第５号までに掲げる事項 (2) 第１３条第１号から第３号までに掲げる事項 (3) その他市長が必要と認める事項
（指導及び助言） 第２０条　市長は、計画書提出開発事業者に対し、その提出した開発事業地球温暖化対策計画書の内容について、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。	
（住宅販売時の情報の提供） 第２１条　住宅の建築主及びその販売の受託者は、その販売をしようとするときは、購入しようとする者に対し、当該住宅に係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等について情報の提供を行うよう努めるものとする。	
第４章　雑則 （報告等及び立入調査） 第３３条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者及び計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。 ２　前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。	（身分証明書） 第２０条　条例第３３条第２項の身分を示す証明書は、立入調査員証（第８号様式）とする。
（勧告） 第３４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (1) 第９条第１項、第１０条第１項又は第１７条	

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年12月24日条例第52号）	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年12月24日規則第90号）
第１項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者 (2) 第９条第２項（同条第４項において読み替えて準用する場合を含む。）、第１７条第４項又は第１８条の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (3) 第９条第３項の規定に係る事業活動地球温暖化対策計画書又は第１７条第２項の規定に係る開発事業地球温暖化対策計画書（同条第５項の規定により同条第２項の規定により提出した開発事業地球温暖化対策計画書とみなされたものを含む。）について虚偽の提出をした者 (4) 前条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	
（事実の公表） 第３５条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。 ２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。	（事実の公表） 第２１条　条例第３５条第１項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 （１）勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （２）勧告の内容 （３）その他市長が必要と認める事項
（表彰） 第３６条　市長は、地球温暖化対策の推進に寄与していると認められる事業者及び市民を表彰することができる。	（計画書等の提出） 第２２条　条例又はこの規則の規定により市長に提出する計画書等の提出部数は、特に定めのあるものを除き、正本１通及びその写し１通とする。
（委任） 第３７条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。	（委任） 第２３条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が定める。
附　則 （施行期日） １　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。	附　則 （施行期日） １　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
（経過措置） ２　この条例の施行の日前に川崎市環境影響評価に関する条例（平成１１年川崎市条例第４８号）第１９条の規定による公告を行った開発事業及び工事に着手した開発事業については、第１７条の規定は、適用しない。	（経過措置） ２　平成２２年度における条例第９条第１項の規定による提出に係る第５条第１項の規定の適用については、同項中「７月末日」とあるのは、「１１月末日」とする。 ３　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに川崎市環境影響評価に関する条例第１８条第１項の規定により準備書を提出した特定開発事業者のうち、この規則の施行の際現に同条例第１９条の規定による公告が行われていない準備書に係るものに係る条例第１７条第１項の規定による提出に係る第１２条第２項の規定の適用につ

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年12月24日条例第52号）	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年12月24日規則第90号）
	いては、同項中「同条例第１８条第１項の規定により条例環境影響準備書（以下「準備書」という。）を提出する日までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。 ４　施行日から起算して９０日が経過する日までの間に特定開発事業（川崎市環境影響評価に関する条例第２条第２号の指定開発行為に該当する特定開発事業を除く。）に着手しようとする特定開発事業者に係る条例第１７条第１項の規定による提出に係る第１２条第２項の規定の適用については、同項中「当該開発事業に係る工事に着手しようとする９０日前までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。

２　開発事業地球温暖化対策指針

川崎市公告第１０２号

開発事業地球温暖化対策指針

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例(平成２１年川崎市条例第５２号。以下「条例」という。）第１６条第１項の規定により、開発事業地球温暖化対策指針を次のように定め、平成２２年４月１日から適用する。

平成２２年2月２６日

川崎市長　阿部　孝夫

１　総則

（１）目的

この指針は、条例第１６条第１項の規定により、開発事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等の推進及び開発事業地球温暖化対策計画書の作成のために必要な事項について定めるものである。

また、この指針は、条例第１６条第２項の規定により、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて必要な変更を行う。

なお、開発事業完了後の温室効果ガスの排出の抑制等については、その用途に応じて、条例第８条第１項の規定による事業活動地球温暖化対策指針などを踏まえながら、進める。

（２）用語の定義

この指針で使用する用語は、条例及び川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成２１年川崎市規則第９０号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

２　開発事業に係る地球温暖化対策

（１）開発事業地球温暖化対策計画書の基本的事項

ア　開発事業地球温暖化対策計画書の対象事業

開発事業地球温暖化対策計画書は、規則第１１条で定める特定開発事業が対象となり、対象要件への該当については、開発行為と建築行為を一体的に捉えて判断する。

また、条例第１７条第２項の規定により、特定開発事業者以外の事業者も開発事業地球温暖化対策計画書を提出することができる。

イ　提出時期

開発事業地球温暖化対策計画書の提出は、規則第１２条第２項の規定により、川崎市環境影響評価に関する条例（平成１１年川崎市条例第４８号。）第２条第２号の指定開発行為に該当するものにあっては同条例第１８条第１項の規定による条例環境影響評価準備書を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあっては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の９０日前までに行う。

（２）開発事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等

ア　関係法令等による基準

地球温暖化対策推進法（平成１０年法律第１１７号）の規定、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和５４年法律第４９号）に基づく建築主等及び特定

建築物の所有者の判断の基準をはじめ、当該開発事業に係る法令の基準を整理し、これを遵守する。

また、条例第６条第１項に規定する地球温暖化対策推進基本計画の内容等を踏まえながら、開発事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等や再生可能エネルギー源の利用など、技術レベル、抑制効果及び経済性等を総合的に評価し、対策を検討する。

イ　開発事業区域の周辺のエネルギー資源

開発事業区域の周辺のエネルギー資源の状況等を調査し、その活用についても検討する。

ウ　開発事業区域内の標準的なエネルギーの需要量等

開発事業者は、開発事業区域内の標準的なエネルギーの需要量及びこれに伴うエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、開発事業で予定している建築物の規模や用途により、必要に応じて、二酸化炭素の量に換算した排出量を計算する。

エ　温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施しようとする措置の内容

開発事業者は、次の項目について、別表の温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置例を踏まえながら、実際に講ずる措置を検討する。

(ア) エネルギーの使用の合理化

ａ　エネルギー高度利用技術の導入等

ｂ　エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進

ｃ　建築物の省エネルギーの促進

(イ) ヒートアイランド現象の緩和

ａ　人工排熱の抑制

ｂ　地表面の改善

ｃ　風の道の確保

(ウ)　交通環境への配慮

ａ　自動車利用の抑制

ｂ　環境負荷の少ない自動車利用の促進

ｃ　自動車交通の円滑化

(エ)　緑地の保全と緑化の推進

ａ　緑地の保全

ｂ　緑化の推進

(オ)　工事に係る配慮

ａ　環境負荷の少ない資材の調達

ｂ　工事における二酸化炭素排出量の抑制

（ア）のエネルギーの使用の合理化に資する措置を実施しようとする場合は、当該措置の実施によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

開発事業の用途により、エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスについて、二酸化炭素の量に換算した排出量を計算した場合は、当該排出量の削減に資する措置について検討し、その措置に伴う削減量を計算する。

オ　再生可能エネルギー源の利用の検討

開発事業者は、開発区域の標準的なエネルギー需要の状況とともに、立地条件、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、次に掲げる再生可能エネルギー源を利用した設備の導入について検討する。

また、再生可能エネルギー源を利用する設備を導入する場合は、当該導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

(ア) 太陽光
(イ) 風力
(ウ) 水力
(エ) 地熱
(オ) 太陽熱
(カ) 大気中の熱その他の自然界に存する熱
(キ) バイオマス

カ　特定建築物の評価の目標

開発事業者は、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成１１年川崎市条例第５０号）第１２７条の４第１項の特定建築物（床面積の合計が **5,000** ㎡を超える建築物）に該当する場合、川崎市建築物環境配慮制度（**CASBEE** 川崎）による環境性能の総合評価について具体的な目標を設定する。

（３）開発事業地球温暖化対策計画書の作成等

ア　開発事業地球温暖化対策計画の作成

２（２）開発事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等による検討内容を踏まえ、開発事業地球温暖化対策計画（指針第１号様式）に該当する項目を記入する。

イ　開発事業地球温暖化対策計画書の提出

開発事業地球温暖化対策計画書（規則第４号様式）に開発事業地球温暖化対策計画（指針第１号様式）を添付し、提出する。その際、次の資料を添付する。

(ア) 位置図
(イ) 現況図
(ウ) 土地利用計画図
(エ) 造成計画平面図
(オ) ２（２）ウの開発区域内の標準的なエネルギーの需要量等を記載した資料
(カ) ２（２）エのエネルギーの使用の合理化に資する措置によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料
(キ) ２（２）オの再生可能エネルギー源を利用する設備の導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料

ウ　開発事業地球温暖化対策計画書の変更

開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書（規則第５号様式）とともに、変更部分を記載した開発事業地球温暖化対策計画（指針第１号様式）を提出する。その際、２（３）イの（ア）から（キ）に掲げるもののうち、変更のあったものを添付する。

エ　開発事業地球温暖化対策計画書の中止

開発事業中止届出書（規則第７号様式）により提出する。

オ　開発事業の完了

開発事業完了届出書（規則第６号様式）に、開発事業地球温暖化対策結果（指針第２号様式）を添付し、提出する。その際、完成の状況が分かる資料を添付する。

カ　開発事業地球温暖化対策計画書の公表

条例第１９条の規定により、市長は、条例第１７条第１項若しくは第２項の規定による開発事業地球温暖化対策計画書（規則第４号様式）の提出又は条例第１７条第４項の規定による開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書（規則第５号様式）、第１８条第１項の規定による開発事業完了届出書（規則第６号様式）若しくは開発事業中止届出書（規則第７号様式）の届出があった場合には、市長はインターネットホームページへの掲載及び川崎市環境局へ備え付けることにより、公表する。

なお、公表の対象となる事項は、開発事業地球温暖化対策計画（指針第１号様式）及び開発事業地球温暖化対策結果（指針第２号様式）の内容とする。

３　雑則

（１）指導・助言等

条例第２０条の規定により、市長は、開発事業者が提出した開発事業地球温暖化対策計画書の内容について、本指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

（２）立入検査等

条例第３３条第１項の規定により、市長は、措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り調査させることができる。

（３）勧告・公表等

条例第３４条の規定により、市長は、開発事業地球温暖化対策計画書を提出しない特定事業者などに対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、勧告に従わない場合には、条例第３５条の規定により、あらかじめ、意見を述べる機会を与えた上で、勧告を受けたものの氏名等を公表することができる。

別表　温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置例

項目	措置例
1　エネルギーの使用の合理化	
1.1 エネルギー高度利用技術の導入等	
・革新的なエネルギー高度利用技術の導入	・ヒートポンプ、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等革新的なエネルギー高度利用技術の導入
・未利用エネルギーの活用	・未利用エネルギーの積極的な活用
1.2 エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進	
・開発区域内における効率的なエネルギー利用、エネルギー輸送の効率化	・複数施設における高効率なエネルギー利用設備の導入 ・エネルギーの使用の合理化に資するエネルギーの面的な利用 ・ローカルパイプラインの敷設等、開発区域内における電力・燃料輸送の効率化
・開発区域内におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	・開発区域内のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・開発域内のエネルギーマネジメントシステムの導入 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による開発区域内における電力・熱負荷の平準化
1.3 建築物の省エネルギーの促進	
・建築物におけるエネルギー需要の抑制	・建築物の断熱化 ・建築物への日射遮へい ・自然採光、通風等の積極的な活用 ・建築物における自然採光、自然通風等を利用した設備の導入 ・外壁の方位、室の配置等に配慮した建築計画による熱の損失防止
・建築物における高効率なエネルギー利用設備の導入	・空調設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・機械換気設備（空調設備以外）に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・照明設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・給湯設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・昇降設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入
・建築物におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	・建築物のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・建築物のエネルギーマネジメントシステムの導入 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による建築物における電力・熱負荷の平準化

項目	措置例
2　ヒートアイランド現象の緩和	
2.1 人工排熱の抑制	
・建築設備から大気への排熱量の低減	・建築物の断熱化（再掲） ・建築物への日射遮へい（再掲） ・排熱量の少ない設備の導入 ・排熱の低温化 ・排熱の回収・再利用
・排熱負荷の平準化	・排熱する設備の位置や時間の分散
2.2 地表面の改善	
・人工被覆面積の最小化、環境配慮型被覆材の利用	・舗装等、人工被覆面積の縮小 ・保水性・透水性が高い被覆材等の選定
・緑地や水面等の確保、日陰の創出	・芝生・草地・低木等の緑地や水面の確保 ・日除けの設置や植樹等による日陰の形成
2.3 風の道の確保	
・風の道に配慮した建物等の配置	・周辺地域の風の状況の把握による建築計画への活用（歩行者空間等への風の誘導） ・建築物の高さ、形状、位置等の工夫による風の通り道の確保 ・夏期の卓越風向に対する建築物の見付け面積の低減
・風の道に配慮した道路、通路、水路、緑地等の配置	・周辺地域の風の状況の把握による土地利用計画への活用 ・芝生・草地・低木等の緑地や通路等の空地による風の通り道の確保
3　交通環境への配慮	
3.1 自動車利用の抑制	
・公共交通との連携	・公共交通機関の利用環境整備
・駐輪場の整備、自転車利用環境の整備	・事業の目的・用途に応じた駐輪スペースの確保 ・自転車道の整備
・歩行環境の整備	・快適な歩行空間の整備 ・保水性・透水性が高い被覆材等の選定（再掲）

項目	措置例
3.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進	
・電気自動車の利用促進	・電気自動車用充電インフラの整備
・その他二酸化炭素排出量の少ない自動車利用の促進	・天然ガスその他二酸化炭素排出量の少ない自動車用インフラの整備
3.3 自動車交通の円滑化	
・交通計画の作成	・交通需要の適切な予測による交通計画の作成
・物流の効率化・円滑化	・荷捌きスペースの確保等による開発区域内の交通流の妨げとならない措置 ・共同物流サービス等、開発区域内の交通流の円滑化、物流の効率化に資するシステムの整備
・駐車場の整備	・事業の目的・用途に応じた適正規模の駐車スペースの確保
4 緑地の保全と緑化の推進	
4.1 緑地の保全	
・既存樹木、緑地の保全	・既存の樹木、緑地の保全
4.2 緑化の推進	
・緑化の推進	・街区や道路の緑化 ・改変箇所における植生等の回復 ・建築物の屋上、外壁面、道路壁面等、特殊空間の緑化 ・造成法面等、改変箇所における在来種による緑化
5 工事に係る配慮	
5.1 環境負荷の少ない資材の調達	
・製造/廃棄時の二酸化炭素排出量の少ない建設資材の使用	・環境ラベルのついた建設資材等の積極的な利用 ・環境に配慮した建設資材の積極的な利用
・資材調達時における配慮	・資材輸送における距離の最小化 ・モーダルシフト等、環境負荷の少ない輸送手段の選択
5.2 工事における二酸化炭素排出量の抑制	
・二酸化炭素排出量の少ない建設機器の使用	・低燃費型建設機械の積極的な利用
・建設機器の使用時の配慮	・アイドリングストップ等の省エネ運転・機械操作の徹底

開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル
―開発事業地球温暖化対策計画書制度―

平成 22 年３月　第１刷発行

発行　　川崎市
編集　　川崎市環境局地球環境推進室
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町１番地
TEL　044-200-2545

カーボンチャレンジ

CCかわさき

ろじいちゃん　のみいちゃん

エコちゃんず